

令和8年度 大学教育再生戦略推進費
未来を先導する世界トップレベル大学院
教育拠点創出事業
公募要領

未来先導大学院事業

Future - Leading and Advanced Graduate-schools

FLAGS

令和8年4月
文部科学省

目 次

1. 背景・目的	1	6. 拠点構想の実施と評価等	13
2. 拠点構想について	2	(1) 実施体制	13
(1) 申請対象	2	(2) 評価等	13
(2) 選定件数	3	(3) 成果の発信・普及	13
(3) 補助期間	3	7. 申請書等の提出	14
(4) 拠点構想の規模	3	(1) 提出方法	14
3. 申請資格・要件等	3	(2) 留意事項	14
(1) 申請者等	3	8. 補助金の交付等	15
(2) 申請可能件数	4	(1) 補助金の交付	15
(3) 申請資格	4	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	15
4. 申請書の作成	6	(3) 補助金における不正等への対応 ..	16
(1) 申請書等	6	9. その他	17
(2) 大学院改革ビジョンの策定に関して	6	(1) 学生等の安全確保	17
(3) 指標の設定	11	(2) 安全保障貿易管理について	17
(4) 資金計画	11	(3) 研究インテグリティの確保	18
(5) その他	12	(4) 拠点構想に係る情報の公表等	18
5. 選定方法等	12	10. 参考	19
(1) 審査手順	12	11. 問合せ先等	19
(2) 事業委員会による意見	12	(1) 問合せ先	19
		(2) スケジュール	19

令和 8 年度 大学教育再生戦略推進費¹
未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業 公募要領

1. 背景・目的

急速な少子化の進行によって生産年齢人口が減少し、また社会がより高度化・複雑化していく中で、我が国が国際競争力の向上を図るためには、一人一人の生産性・価値創造性を高め、技術革新を生み出す人材を育成することが不可欠です。また、18歳人口の減少に伴い、高等教育全体の規模の適正化に向け、大学の将来あるべき姿についても各大学がそれぞれ模索していくことが求められています。我が国における「知の総和」を向上させていくため、更に、益々高まる高度専門人材に対する社会からの需要に対応していくため、人材育成の場としての大学院には、非常に高い期待が寄せられています。

こうした中で、令和6年3月に公表した「博士人材活躍プラン ～博士をとろう～」においては、『博士人材が、アカデミアのみならず、多様なフィールドで活躍する社会の実現』に向けて、2040年における人口100万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げる（2020年度比約3倍）ことを大目標として掲げ、大学院改革等の各種の取組を推進していくこととしました。また、「統合イノベーション戦略2025」（令和7年6月閣議決定）において、「世界トップ水準の大学院教育を行う拠点形成や教育研究の国際化等の大学院改革の推進（略）を進める」ことが盛り込まれている通り、大学院教育の改革に取り組み、高度な博士人材の活躍促進を図る必要性は、これまで以上に高まっています。

文部科学省では、これまでも『博士課程教育リーディングプログラム』や『卓越大学院プログラム』など、各大学の創意による様々な優れた教育プログラム構築を支援する施策を展開して参りました。その成果として、多様で質の高い教育プログラムが数多く実施され、修了生は社会の様々な方面において活躍しているところです。一方で、優れた取組が大学院全体ではなく一部の教員又は部局に留まっているとの点が長らく課題として指摘されてきました。本事業は、教育プログラムの構築を主な目的とする事業でも、上記の既存事業の後継事業でもありません。「博士人材活躍プラン ～博士をとろう～」で掲げた大目標のターゲット年でもある2040年に向け、特に重要となる今後10年先における大学院教育の将来像を見据えて、全学的な視点から組織的な在り方も含めた大学院全体の教育改革を実現するための挑戦的な構想を支援する事業として位置付けられるものです。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

2. 拠点構想²について

(1) 申請対象

本事業における公募は、博士課程を設置する我が国の国公立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。）である大学。）とします。ただし、国際卓越研究大学³については、申請対象から除くものとします。本事業への申請は、1大学当たり1件とします。なお、複数の大学が連携して申請する場合は、主となる1つの大学が申請大学、その他の大学が連携機関となることとします。

①申請大学：国公立大学のうち、10年後の大学院教育の将来像及びその実現に向けたプロセスや具体的な取組内容等を示す『大学院改革ビジョン』を策定した上で、全学として大学院教育改革に取り組む大学。

②連携機関

- ・連携大学：申請大学の大学院改革ビジョンに関連して、申請大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、大学院教育の改革に取り組む国公立大学（国際卓越研究大学を除く）
- ・参画大学等：本事業の経費の配分対象ではないが、連携の程度を問わず、申請大学と連携して、大学院教育の改革を含む様々な活動を行う大学等（国際卓越研究大学、海外大学、国立研究開発法人、大学共同利用機関及び公設試験研究機関等を含む。）

なお、本事業は、我が国をリードする大学院改革事業として、各大学において検討される各大学院の特色・強みを生かした独自の構想づくりに期待しており、申請大学における質の高い博士人材の増加を図る取組を前提としつつ、それぞれの自由で挑戦的な発想を生かした提案が求められます。

² ここでの拠点構想とは、個別提案のことを指し、補助事業総体を事業と呼びます。なお、研究拠点形成費等補助金交付要綱においては、当該個別提案を単に「プログラム」と呼びます。

³ 本事業への公募申請時点において国際卓越研究大学ではなかった国公立大学が、本事業における採択後に、国際卓越研究大学としての認定を受けることとなった場合は、当該大学における国際卓越研究大学研究等体制強化計画が開始される年度以降は、当事業からの支援は行いません。

(2) 選定件数

1件。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(3) 補助期間

最大7年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) 拠点構想の規模

補助事業上限額： 110,440千円（初年度・年間）

- ① 拠点構想の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 拠点構想の規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 拠点構想の総事業費が補助金上限額を超える場合、補助金上限額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金上限額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続性の確保を図る観点から、補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初資金計画において最大額となる年度の配分額の2/3に、最終年度は当初資金計画において最大額となる年度の配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。

② 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専

攻、専攻課程)で申請することはできません。

③ 事業責任者

拠点構想の実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は1件とします。

なお、一つの大学が複数の拠点構想に連携機関として参画することや申請大学が、他大学の拠点構想に連携機関として参画することは差し支えありませんが、各拠点構想における各大学の役割分担等については明確にし、補助対象となる取組内容が重複することが無いよう注意してください。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、事業に申請できません。申請大学のみならず、連携機関となる他の大学も対象となります。

また、補助期間中において、いずれかに該当することとなった場合(※)、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

※対象年度が記載されているもの(iii、iv、v、vi、vii、ix、x)については、補助期間中、各年度で対象年度を読み替えることとする。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 「私立大学等経常費補助」において、「私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助取扱要領」第3条の規定に基づき、令和7年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- iv) 令和7年度に実施した令和8年度大学入学者選抜において、文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第4 試験期日等」や募集人員の適切な設定を遵守していない大学(詳細は別添2のとおり。大学院大学を除く。)
- v) 文部科学省が実施する令和7年度「全国学生調査(本格実施)」に参加していない大学、もしくは「意向等確認調査」において、調査結果公表に「同意する」と回答していない大学(大学院大学を除く。)
- vi) 再推費における事業のうち令和7年度実施の事後評価において、「事業目的が

達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添3のとおり。）

- vii) 再推費における事業のうち令和7年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添3のとおり。）

(設置関係)

- viii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項(法令違反)」又は「指摘事項（是正）」が付されている大学
- ix) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- x) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、下記の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- xi) 設置する学部のうち、下記の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

(表1)

区分	大学				
	大学規模 (収容定員)	-	4,000人以上		
学部規模 (入学定員)	-	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満	4,000人未満
令和8年度 収容定員充足率	0.7を 上回る	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満

- ※ 大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。
- ※ 収容定員充足率の算出方法は「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」に準拠する。
- ※ 国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、認定後の収容定員充足率の上限を適用する。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

『令和8年度大学教育再生戦略推進費「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」申請書等作成・記入要領』の内容も踏まえつつ、以下の内容を盛り込んだ申請調書①～③及び事業概要図等を作成してください。

連携機関がある場合は、連携の必要性、連携内容及び実績等を含めて記載してください。

① 大学院改革ビジョン

- ・大学のミッションや社会的な責任・使命、学内外の現状分析、大学院教育に係る課題、未来予測等も踏まえ、申請大学全体における大学院教育の在り方や組織体制等をどのように見直し、より多くの優秀な博士人材を輩出していくのかをはじめ、10年後の将来あるべき大学院教育の姿を描き、そこに至るプロセスや取組をまとめたもの

② 大学院改革ビジョン実現計画

- ・「大学院改革ビジョン」に示された申請大学における大学院教育の将来像の実現に向けた、補助期間（最大7年間）に係る具体的な計画内容及び行程表

③ 資金計画

- ・「大学院改革ビジョン実行計画」の実施に必要な経費の計画
- ・大学の取組の持続的な展開に向けた、本事業終了後の後年度負担への対応予定（外部収入等の獲得予定や既存経費の合理化計画の内容を含む。）

(2) 大学院改革ビジョンの策定に関して

大学院改革は、大学の内発的な取組であればあるほどその実現性や発展が期待できます。本事業は、「徹底した国際拠点形成」と「徹底した産学連携」を両軸に、我が国における優れた大学院の将来像を国内外に示す事業として、各大学の特色や強みを生かした自由で挑戦的な発想に基づく独自の改革構想の提示に期待しています。以下は、大学が改革ビジョンをより明確に構想できるよう、大学院改革ビジョン等へ盛り込む観点や考え方を示したものであり、大学院改革ビジョンの章立て、項目の立て方、記載方法等を制限するものではありません。大学院改革ビジョンの中に盛り込むことが望ましいと考える事項について、以下の観点例において重要な点として示していますので、参照をしながら構想を提示ください。

記載の観点例 1. (構想の前提となる背景・基本的な考え方)

大学院改革ビジョンの策定に際しては、各大学において、それぞれの強みや特色は何なのか、大学全体として何を目指しているのか、その中において大学院が果たすべき役割は何なのか、どのような点を伸長又は改善しようとしているのかなどについて、まずは明らかにすることが考えられます。

この場合、18歳人口の減少を踏まえ、学内資源を大学院にシフトするなどの大胆な変革についても検討を図り、大学としての考え方について整理することが重要です。

記載の観点例 2. (大学(院)の現状分析とこれまでの成果・課題)

大学院改革ビジョンの構想に際しては、前項の「構想の前提となる背景・基本的な考え方」を踏まえた上で、徹底した現状分析により解決すべき課題を抽出し、次いで具体的な対応策を検討することが考えられます。

大学院の現状分析を行うに当たっては、例えば、3つのポリシーに基づき、体系的に設計された学位プログラムが確立されているか、研究科や専攻等の教育研究上の基本組織の構成及び規模の在り方は適切か、博士号取得までの期間は適正か、などについて検討し、定員の規模や充足率、学位授与の条件及び学位授与の状況、進路先の確保状況、修了生の社会からの評価、教員による研究指導の実態、産学連携の取組状況、学生や教職員が国際経験を積む機会の提供状況等について分析・把握することが重要です。加えて、大学が組織として、博士課程学生に対する学位授与やキャリアパスの確保について責任を持つ体制となっているかどうかにも留意することが重要と考えます。

現状分析や成果・課題等の洗い出しを行う場合は、大学院全体として行うことが前提となりますが、大学院全体の概況と著しく状況の異なる研究科・専攻等がある場合には、当該研究科・専攻等について明示するとともに、別途、個別の現状分析や課題等の抽出を行った上で、その内容を付記することも考えられます。

なお、大学院教育に係るこれまでの改革状況や成果・実績、並びに(大学院教育に関連する範囲における)研究・経営改革に係る成果等についても記載することも重要です。この場合、人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業や卓越大学院プログラム、博士課程教育リーディングプログラムとして採択を受けた大学については、その旨を明記するとともに、得られた成果・課題に加え、本事業との関係についても言及するよう留意することが考えられます。

当事業は、教育プログラムの構築を主な目的とするこれまでの事業の後継となる事業ではなく、組織的な在り方も含めた大学院全体の教育改革を実現するための事業であることを踏まえて既存の取組との関係性の整理を行うことが重要です。

記載の観点例3. (大学院教育の将来像)

構想の前提や背景、現状分析とこれまでの成果・課題等を踏まえた上で、10年後の大学院教育の目指すべき姿を具体的に記載してください。

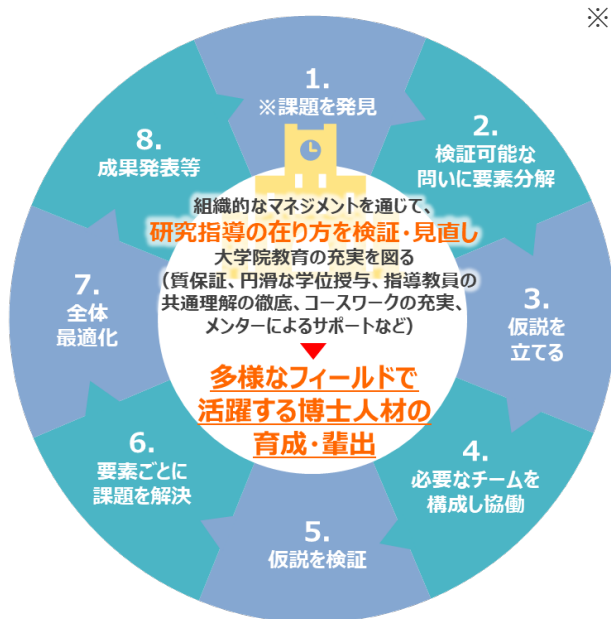
このとき、次頁①～③の各項目について、それぞれの〈考え方〉の記載も踏まえながら言及することが重要です。

また、大学院における研究指導の在り方についての検証・見直しをどのように実施したのか又はする予定なのかについても記載することが重要です。

具体的には、

- 教員の行う研究指導（研究室での個別指導）を聖域化せず、修了者の多様なフィールドでの活躍を見据えて研究指導の基本方針の見える化を図る
- 「思考検証のプロセス」に着目して、適切な研究指導の在り方や研究指導能力の向上のための方策について組織的に検討する
- 研究指導の在り方について教員間や教員・学生間での共通理解を醸成するための組織的な改善方策に取り組むことなどが考えられます。

(参考)「思考検証のプロセス」のイメージ図



※ 左記の循環図は、研究大学コンソーシアム提言「これからの博士人材の育成の考え方」(2024.5.30)を基に、文部科学省にて一部改変したものです。

研究大学コンソーシアム提言において、「博士課程で修得すべきことは、(課題発見から仮説の構築・検証、成果発表等までの)「思考検証の一連のプロセスを(博士学生自身が)主体的に実践できる能力」とされている。

こうした点も参考にしつつ、学問分野の特性や、アカデミアのみならず社会での活躍も見据えた適切な研究指導の在り方や、研究指導能力の向上のための方策について、組織的に検討することも有用と考えられる。

① 国際拠点形成（国際化）

<考え方>

教育・研究の質の向上のため、学生・教職員の多様性と流動性を明確な目標のもと高めていくことが必要です。若手教員に対する海外大学院における教育実態を把握するための研修機会の提供、外国人教員の積極採用、日本人学生に対する海外派遣機会の提供、優秀な外国人留学生の戦略的な受け入れ、外国人留学生・日本人学生の垣根を越えた交流を通じた協働教育など、学生と教員の両面において海外大学・研究機関をはじめとする国際社会との接点を増やしていくことにより、大学院教育の質向上と教育研究機能の強化並びに競争力のある国際ネットワークの形成を図る必要があります。

② 産学連携教育

<考え方>

大学院教育を行っていく上で産業界をはじめとした社会との連携は欠かせません。いかにして大学外部の視点を大学院の教育課程に取り込んでいくのか、教育課程における学生と社会との接点をどのようにして増やしていくのか、企業と教員の個人的な関係にとどまらず、大学が組織として企業や研究機関、地域社会等との関係を深化させ共創していく仕組みを作ることが求められます。博士課程のカリキュラムや博士課程修了者の意識と企業側の認識との間の「ずれ」を解消することを目指し、産業界と学生・教員の接点を増やすことで、相互の理解を進めるための取組を行うことが必要です。例えば、産学共同研究の場への学生の参画、ジョブ型研究インターンシップへの参画、個々の企業等にとどまらず、業界団体や経済団体と大学との連携による組織的な教育プログラムの策定、リカレント教育をはじめとする企業在籍者の学生としての受け入れ、企業・大学間の教員の人事交流を実施することなどが考えられます。

「徹底した産学連携教育」を通じて、産業界側の博士人材・博士課程に対する認識を変えていくという視点も求められます。

また、大学院において、起業家マインドの育成は欠かすことはできません。新たな価値を生み出す創造性を育むため、大学は、アントレプレナーシップ教育と併せ、起業家を目指す者同士の集う場や、優れた起業家・支援者等との接点・ネットワークを構築する機会を提供することが必要です。さらに、起業活動を実践していくに当たっては、経営・会計、人事労務や法務・知財等の専門知識を身に付けられるようにすることも必要となります。

加えて、地域との連携といった視点も重要です。地域は、様々な課題が生じる最前線であり、大学院は地域の課題解決や地域経済の発展を支え地域に貢献する取組を進める必要があると言えます。そのためには、早急に対応すべき地域課題や優先的

に取り組むべき事項を把握し、大学院の強みや特色を踏まえながら地方公共団体や産業界との活発な議論が必要であり、これをもとに具体的な連携を通じた対応策を講じていく必要があります。(このとき、「国際拠点形成(国際化)」と「地域との連携」の両視点の関係性についての考え方を整理し、整合性をもって示すことも求められます。)

③ 組織改革・推進体制等の基盤の構築

<考え方>

研究大学においては、地域と世界に開かれた教育・研究指導の実施により博士号取得者を今まで以上に輩出していくために、収容定員や学内資源の再配分によって学内リソースを大学院へ集約するなど、大学院組織の充実が求められます。その際、修士・博士課程と学士課程の量的な構成や、学士課程から直接大学院へ進学する者・外国人留学生・社会人学生等の構成割合、量的拡大に伴う大学院の組織編制や研究指導体制等について、より良い在り方を模索することが期待されます。

なお、高度な教育研究を行う大学院が国際的な魅力を高めていくために、大学院進学時における学生の困り込みを改め、学生に対しては学士課程とは異なる機関への移動を奨励し、学生の流動性を高めることで、多様な視点や発想を持つ学生が切磋琢磨しながら能力を磨いていくことができる教育研究環境を構築することも必要です。

また、大学院改革ビジョンの実現に向けて、学長の責任の下で学内関係部局等との密接な連携を図りつつ大学本部が主体的に取組を推進する組織体制を整備・構築することも求められます。このとき、教育研究を下支えする職員(事務職員・技術職員・URA)等についても、高度で専門的な知識や高い資質・能力を身に付けられるような育成・採用の取組を促進することが期待されます。

また、大学院改革を大学経営の重要事項として位置付ける工夫やPDCAサイクルを確立させる取組も必要となります。

④ その他の留意事項

大学院改革ビジョンは、「徹底した国際拠点形成」と「徹底した産学連携」を軸に、当該大学における総合的な大学院改革の方針を示すものであるため、例えば、次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)等の博士課程学生支援に係る支援事業をはじめ、多様な財源による大学院改革の取組についても、大学院改革の方向性の全体像を示す中において、その位置付けを明確にすることが必要です。ついては、大学院改革ビジョンには、当該補助金を用いて行うことのみを記載するのではなく、より広範な当該大学の大学院改革の全体像である将来ビジョンを構想し記載することが求められます。

(3) 指標の設定

大学院改革ビジョンの策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。

【必須指標】

- ・ 申請大学・連携大学における博士課程への入学者数及びその構成※
(※ 学士課程から直接大学院へ進学する者(学内進学者・学外からの進学者)・外国人留学生・社会人学生等の構成割合)
- ・ 申請大学・連携大学における博士の学位授与件数
- ・ 申請大学・連携大学における学士号取得者に対する博士号取得者の割合
(大学院大学については、本指標の設定は必要ありません。)

その他、大学院の変革を示すため、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。大学院改革プランの策定に当たって見出された諸課題に即して、将来的なその解消・改善に資する指標等の設定が求められます。

(4) 資金計画

- ① 再掲となりますが、拠点構想の規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。拠点構想の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、拠点構想における補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初資金計画において最大額となる年度の配分額の2/3に、最終年度は当初資金計画において最大額となる年度の配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にしてください。
- ③ 選定された拠点構想が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(5) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、拠点構想における取組を、アウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、拠点構想による取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、大学院教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

なお、大学院改革ビジョンについては、補助期間4年目に実施する中間評価や補助期間7年目に実施する事後評価を行う段階において、それまでの取組状況や社会情勢の変動等も踏まえ、内容の見直しを行なっていただくことも想定しています。

さらに、現時点では認められていない大学院教育に係る規制等の緩和により追加的に行うことが可能な取組が想定される場合、当該規制等の緩和の内容や可能となる取組の内容についても大学院改革ビジョンの（別紙）として併せて提出してください。当該（別紙）に記載された内容等については、選定審査の対象とはなりません。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

拠点構想の選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業委員会」（以下「事業委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。事業委員会は、これらの審査を経て選定候補となった拠点構想を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定拠点を決定します。具体的な審査方法等については、『令和8年度「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は8月頃に行う予定です。面接対象となった大学には、事業委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は9月頃に行う予定です。

(2) 事業委員会による意見

拠点構想の選定に当たっては、事業委員会の審議等を踏まえ、留意事項として拠点構想の改善を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. 拠点構想の実施と評価等

(1) 実施体制

- ① 拠点構想は、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は拠点構想全体に責任を持つものとします。
- ② 拠点構想の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

- ① 拠点構想については、事業委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から4年目の令和11年度に、事後評価は補助期間開始から7年目の令和14年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、拠点構想の中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、事業委員会の審議等を踏まえ、留意事項として拠点構想の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。
- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

拠点構想による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。拠点構想の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

なお、本事業においては、「大学院における教育改革の実体把握・分析等に関する調査研究」等の活用により、主に大学院間・産学間連携及び内部質保証の観点から、採択された大学とその他大学における比較・分析を、文部科学省において令和9年度以降に実施し、大学院教育施策の企画・立案や高等教育関連補助事業における新たなモデル構築への検討などのため活用する予定です。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『令和8年度大学教育再生戦略推進費「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」申請書等の作成に当たって』に定められた申請書等を、令和8年5月18日（月）午前9時から令和8年5月22日（金）午後5時までに提出先となるオンラインストレージサービスの URL を取得したうえで、令和8年5月25日（月）午前9時から令和8年5月29日（金）午後5時までに独立行政法人日本学術振興会が指定する方法により提出してください。

期日前の送信提出や郵送、持込は認めません。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定された拠点構想については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 拠点構想の計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、個人情報保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイトを参照してください。
(https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定された拠点構想において、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、研究拠点形成費等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添4に示すものとします。
- ② 事業の選定大学には、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣型・協定受入型）による奨学金が、重点政策枠として措置される予定です（令和10年度以降）。対象人数は選定後に必要数を調査の上、予算の範囲内で決定します。資格要件等は一般枠と同様です。
- ③ 毎年度、「研究拠点形成費等補助金交付要綱」（令和5年3月28日文科科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、拠点構想（プログラム）の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、拠点構想（プログラム）実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、拠点構想（プログラム）の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大7年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ 拠点構想（プログラム）が選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

（3）補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成 26 年 4 月 1 日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じます。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

拠点構想選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、当該学生等から定期的な状況報告を受けるなど、随時状況確認ができるような体制を確保してください。学生が海外に渡航・滞在する場合は、文部科学省「[大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン](#)」を確認し、学生への意識啓発及び危機管理体制の整備を行ってください。

特に、在留届（旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在中の場合は提出が義務付けられているもの）の提出及び外務省海外旅行登録「たびレジ」（海外での滞在期間が3か月未満の場合はこちらのみ）への登録により、緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ずこれらの登録の必要性及び手続き等を十分に周知してください。

また、昨今の海外情勢を踏まえ、申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。派遣期間中に派遣・訪問予定先国（地域）もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

(2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認くださいようお願いします。

また、入国後6か月経過又は国内の事務所に勤務する研究者や留学生は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）における居住者となりますが、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてご留意願います。

(3) 研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

(参考)「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」

(令和3年4月27日付け3文科科第70号)

https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagkoku-000019002_3.pdf

(4) 拠点構想に係る情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、拠点構想の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、大学院改革ビジョンを含む申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における大学院教育改革を先導する大学として情報発信に積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 参考

- ・「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～」
(中央教育審議会, 2025)
- ・「大学院における教育改善の実践事例集」(文部科学省, 2025)
- ・「博士人材の民間企業における活躍促進に向けたガイドブック」
(文部科学省・経済産業省, 2025)
- ・「博士人材活躍プラン ～博士をとろう～」(文部科学省, 2024)
- ・「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」
(文部科学省, 2024)
- ・「海外の研究者育成における研究者としての職能開発に関する調査研究成果
報告書」(文部科学省, 2020)
- ・「Promoting diverse career pathways for doctoral and postdoctoral researchers」
(OECD, 2023)

11. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学省高等教育局大学振興課
電話番号：03-5253-4111 (内線 3357)

(2) スケジュール

公募締切	令和8年5月25日(月)～5月29日(金)
面接審査	令和8年8月中下旬頃(予定)
選定結果通知	令和8年9月頃(予定)

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
 ー大学教育再生戦略推進費ー

令和 8 年度予算額 (案) 121 億円

■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業	7 億円
○ 都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進	0.8 億円
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	6 億円
○ 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業	19 億円
○ 卓越大学院プログラム	4 億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	4 億円
○ 半導体人材育成拠点形成事業	6 億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	4 億円
○ 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業	5 億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	15 億円
○ 大学の世界展開力強化事業	14 億円
ー インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(2 億円)
ー 米国等との大学間交流形成支援	(4 億円)
ー EU 諸国等との大学間交流形成支援	(1 億円)
ー グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援	(3 億円)
ー アジア諸国との大学間交流形成支援	(4 億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	6 億円
○ 高度医療人材養成拠点形成事業	21 億円
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9 億円

※ 補助金事業のみを記載。

※ 「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業」の予算額には事務費を含む。

(別添2：申請資格iv関係)

令和7年度に実施した、令和8年度入学者選抜（一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜）の場合

※令和8年度大学入学者選抜実施要項（令和7年6月3日文部科学省高等教育局長通知）の遵守状況

※帰国生徒又は社会人を対象とする選抜や、秋期入学など4月以外の入学時期に係る選抜は対象外

① 試験期日等

- 一般選抜：教科・科目に係るテストの試験期日が、令和8年2月1日から3月25日までの間、合格者の決定発表が3月31日までの間に設定されている
- 総合型選抜：入学願書受付が、令和7年9月1日以降に設定されている
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 学校推薦型選抜：入学願書受付が、令和7年11月1日以降に設定されている
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 総合型選抜、学校推薦型選抜：教科・科目に係るテストの試験期日が令和8年2月1日から3月25日までの間に設定されている（教科・科目に係るテストを2月1日よりも前に実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、「小論文・面接・実技検査等」又は「志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等」を組み合わせ丁寧に評価している）
- 総合型選抜：合格者の決定発表が、令和7年11月1日から8年3月31日までの間に設定されている
- 学校推薦型選抜：合格者の決定発表が、令和7年12月1日から一般選抜試験期日の10日前まで（共通テストを課す場合は前日までのなるべく早い期日）に設定されている

② 募集人員の適切な設定

- 学校推薦型選抜：学部等募集単位ごとの入学定員の5割以内の募集人員に定められている【短期大学は対象外】
- 評価・判定の方法や対象等の取扱いに差異を設ける場合に、それぞれの募集区分ごとに募集人員が定められている

(別添 3 : 申請制限対象事業)

- 令和7年度に実施した事後評価の結果により、令和8年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和2年度	大学の世界展開力強化事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和2年度	保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト
令和2年度 令和3年度	知識集約型社会を支える人材育成事業

- 令和7年度に実施した中間評価の結果により、令和8年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和4年度	地域活性化人材育成事業 ～SPARC～
令和4年度	デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業
令和4年度	ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
令和5年度	人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業
令和5年度	大学の世界展開力事業 (米国等との大学間交流形成支援)

(別添 4 : 経費の使途可能範囲)

拠点構想（プログラム）の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。拠点構想（プログラム）の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

拠点構想（プログラム）を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本拠点構想（プログラム）の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の 70 パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

拠点構想（プログラム）を遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

拠点構想（プログラム）を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、大学院改革の取組を担当する教員や大学院教育の国際化のために採用した外国人教員等、大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費、雇用契約に基づき学生を TA・RA として採用する際の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

拠点構想（プログラム）を遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、TA・RAとして学生に業務を委嘱する際の謝金、講演等のために招聘した学識者に対する謝金、通訳・翻訳等の役務の提供への謝金、インターネットの実施に際して必要となる謝金等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

拠点構想（プログラム）を遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

拠点構想（プログラム）を遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

拠点構想（プログラム）を遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

拠点構想（プログラム）を遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

拠点構想（プログラム）を遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

拠点構想（プログラム）を遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、当該使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、拠点構想（プログラム）を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。

【使用できない主な経費】

上に掲げたもののほか、本補助金で使用できない主な経費として、以下のようなものが挙げられます。本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費について使用することはできませんので、留意ください。

- 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費
- 拠点構想の実施に関係しない教職員の人件費
（例えば、拠点構想（プログラム）と関わりない大学院教育や学部教育に従事する時間当たりの人件費等）
- 拠点構想の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 学内の打合せや会議等、シンポジウム等の一般参加者に係る飲食等経費
- 学生に対する学資金の援助のための経費（例えば、奨学金等）
- その他拠点構想の遂行に関係のない経費（例えば、懇親会・学会参加費に含まれる懇親会費・酒・煙草等）